

---

# 観光目的税(宿泊税)シンポジウム

～持続可能な観光と地域社会の未来へ～

【日時】 令和7年5月23日(金)14:00～16:30  
【場所】 沖縄コンベンションセンター会議棟A1

## ご挨拶

下地 芳郎 氏 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 会長



皆さま、本日はご参加いただき誠にありがとうございます。今年のOCVB事業説明会は、特別に「観光目的税(宿泊税)」を中心テーマに開催させていただいております。長年にわたり議論が続けられてきたこの宿泊税の導入について、改めて皆さまと共にその意義や目的、そしてこれからの沖縄観光の未来を見据えた活用の方向性について考える機会にしたいと考えております。

沖縄観光はこれから大きく発展し、様々な変化が起きると思います。こうした変化にしっかりと対応できる強い沖縄観光を創る上でも、観光目的税を導入し幅広い関係者と一緒になって沖縄観光を創っていく、とても大事な時期に来ています。

現在は一部で異なる意見も出ておりますが、だからこそ広く意見交換し、共通の認識を持つことが大切だと感じております。

本日は、限られた時間ではありますが、観光目的税の導入意義と活用の展望について、共に深く考える一助となれば幸いです。今後の沖縄観光をより良いものにするため、皆さまのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

### 1. 今回のシンポジウムの意義

- ・通常の事業説明会を拡大し、今注目されている「観光目的税(宿泊税)」をメインテーマとして開催する。
- ・ジャングリア(7月25日開業予定)に関する説明も行うなど、観光産業の最新動向も紹介する。

### 2. 観光目的税導入の背景と必要性

- ・この議論は10年以上前から続いている長期的課題。全国的にも観光目的税の導入が進む中、沖縄も丁寧に議論を積み重ねてきた。
- ・現在はやや足踏み状態だが、沖縄観光が直面する変化に対応するため、観光目的税を導入し、幅広い関係者と一緒になって強い沖縄観光を作る。

### 3. 本シンポジウムへの期待

- ・なぜ税が必要なのか、導入によってどんな沖縄観光をつくりたいのかを、参加者とともに考える機会にしたい。異なる意見が出ている中でも、目的を共有し、沖縄の未来を見据えた議論を深める場にしてほしい。

## 概要と現状について

内間 康貴 氏

一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー 事務局次長



### 1. 宿泊税(観光目的税)の導入経緯と目的

- ・2007年に検討を開始し、現在まで17年、2026年度(令和8年度)の導入を目指している。
- ・「世界から選ばれる持続可能な観光地」の実現を目的とする。
- ・安全・快適な観光、観光による弊害防止、三方良し(県民・観光客・県経済)の社会を目指す。

### 2. 制度概要

- ・宿泊料金の2%、上限2,000円を課税。修学旅行生は免除する。
- ・宿泊事業者が徴収を代行し、報奨金として徴収額の2.5%(導入から5年間は3.0%)を支給する。
- ・使途の透明性確保のため、「沖縄観光振興戦略検討会議(仮称)」の設置を予定している。

### 3. 検討の経緯と提案

- ・他の税(入域税・レンタカー税)は実現困難との結論で宿泊税に一本化された。
- ・新型コロナで一度見送りになったが、再度議論が進行している。
- ・令和7年2月議会にて条例案を上程予定だったが、離島からの課税免除及び負担軽減措置の要望があり、見送りとなった。
- ・OCVBでは、離島住民の税負担軽減策として、教育旅行などの免除対象拡大及び通院等における負担軽減を提案している。
- ・県知事からは「県民免除の議論が必要」との慎重な姿勢が示され、6月議会への上程も見送られた。

### 4. 税の使途と優先事業例

- ・危機管理対策、二次交通対策、人材育成、環境保全、文化・スポーツ振興、県民理解促進など、観光客・県民・県経済それぞれの視点を意識した戦略的な使途配分をすることが重要と考える。

## 税のポイントについて

星 明彦 氏

内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 部長



### 1. 法制度上の考え方

- ・「原因者課税」と「受益者負担」両方の考え方を取り入れるのが税制度設計の基本となる。
- ・県民だけを免除し、県外者のみ課税することは法的に問題がある。
- ・宿泊行為そのものが課税対象であり、誰が泊まるかではない。

### 2. 地方自治法上の制約

- ・第10条で住民は自治体の財政負担を「等しく」負うとされている。
- ・県民だけ非課税とするのは、参政権のない者に一方的に負担を強いることになるため地方自治の原則に反する恐れがある。
- ・実務的にも住民判定が困難であり、住民訴訟のリスクも高い。

### 3. 離島住民への配慮

- ・地方税法の、貧困によって生活ができない方や教育旅行のための往来等、特別な事情があるものに限って減免ができるという規定と齟齬が生じる。
- ・免税点(例:松江市の5,000円基準)なども選択肢だが、沖縄では宿泊単価が高く、現実的でない。

### 4. 定率制の利点と課題

- ・沖縄が都道府県単位で全国初の「定率制」導入を検討しているのは評価される。
- ・宿泊料金に連動するため、公平かつシンプルな制度で安定収入を確保できるが、宿泊料金構成の明示と制度設計がカギとなる。

## パネルディスカッション

### パネリスト

嘉数 登 氏 宮古島市長



私は宿泊税の早期導入を求める立場でこの場に参加しました。宮古島は人口約5万5千人に対し、観光客数が年間119万人と、22倍を超えています。観光による経済効果は大きいものの、ゴミ処理、道路整備、水資源への負荷、安全対策など、多くの行政需要が生じています。これらを支えるための財源として、宿泊税は欠かせません。宮古島市だけでなく、独自導入を検討している石垣市、本部町、恩納村、北谷町も同じような思いを持っていると思います。県と連携した税の導入が必要であり、足踏みが続く現状には強い危機感を抱いています。

湧川 盛順 氏 一般財団法人 沖縄美ら島財団 理事長



観光の恩恵は大きい一方で、住民生活や自然環境との調和を図ることが重要です。私は県職員時代から長らく議論を見てきており、2度の宿泊税検討委員会の委員も担当しました。委員会においても100%の合意がとれたわけではありませんが、沖縄県の現状を踏まえ、まずは導入し、課題は並行して考えていこうということで纏まりました。県、市町村、観光団体、これだけ立場の違う方々が話をして纏めた意義は大きい。この税の導入によって、安定した自主財源が確保され、短期で終わる従来の事業とは異なり、長期的で持続的な施策、たとえば、二次交通対策や人材育成が可能となります。制度設計の議論もし尽しており、特別徴収義務者の理解も得られている今、宿泊税の導入を進める大きなチャンスだと思います。

中村 聡 氏 沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合 専務理事



これまで宿泊税には慎重な立場でした。宿泊事業者の徴収事務の負担は大きく、小規模宿泊施設には特に厳しいものがあります。しかし、観光客の事故や医療体制の課題を肌で感じる中で、受入環境の整備のための財源を確保する必要性を感じ、業界として一定の理解を示すに至りました。現在の制度案には不十分な点もありますが、それでもまず導入した上で、実際の運用の中で課題を明らかにし、改善していくべきです。普通税への転換には強く反対しており、まずは条例としての議案上程をしてほしいと考えています。

# 観光目的税(宿泊税)シンポジウム

星 明彦 氏 内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 部長



国の立場から見ても、今回の沖縄県の宿泊税制度は、全国的にも非常に優れた取組と評価されています。県と市町村が連携して、用途を明確にし、観光の恩恵と負担を戦略的に捉えた制度設計は、他に類を見ません。観光客が人口の数倍にも及ぶ沖縄では、今のうちにしっかりと準備を進めることが不可欠です。医療や教育などについては、離島だけでなく、やんばる3村など、本島でも同じような問題があります。そこに配慮しながら、この制度を通じて、沖縄全体で信頼と連携に基づく共生の仕組みを育て、観光による好循環を生み出すことを期待しています。

## ファシリテーター

島田 勝也 氏 沖縄大学 地域研究所 特別研究員



沖縄がこれまで、中央から与えられた制度ではなく、自ら制度を構築しようとすることは、琉球王国時代以来の挑戦とも言えます。税の議論は政治や自治の本質に関わるものであり、それを自分たちの手で築いていくことの意義は極めて大きいものです。復帰52年。県民みんなで育ててきたこの観光産業、リーディング産業から果実が生まれそうな形になってきた。果実を生むことで長期的な戦略が可能になる。それがみんなで意識を共有できるか、ここが問われているというところかなと思います。

## 総括

宿泊税は、観光による経済的恩恵と負担のバランスを補うための仕組みです。議論の成熟と合意形成はすでに進んでおり、今まさに「導入すべき時」が来ています。各登壇者からは、安全対策、交通整備、インフラ維持、人材育成など、多岐にわたる用途への期待が示されました。これからの沖縄にとって、観光を持続可能な形で育てていくためには、県、市町村、業界、そして県民の理解と協力が不可欠です。

